

# 令和6年度に実施した個別指導に おいて保険医療機関（歯科）に 改善を求めた主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 7 年 8 月

## 目 次

### I 保険診療等に関する事項

|   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 診療録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 1 |
| 2 | 基本診療料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 1 |
| 3 | 医学管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 1 |
| 4 | 検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 5 | リハビリテーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 2 |
| 6 | 処置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 7 | 手術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 8 | 歯冠修復及び欠損補綴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |

### II 診療報酬の請求等に関する事項

|   |                                 |   |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 届出事項、報告事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 4 |
| 2 | 揭示事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 4 |
| 3 | 一部負担金等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |

## 1 診療録等

### (1) 診療録

- ① 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので適切に記載すること。
    - ア 口腔内装置の所定点数に含まれ別に算定できない場合においても、咬合採得を行った際には診療録に記載すること。
    - イ 診療行為の手順と異なった記載がある。
    - ウ 訂正又は追記した者及び日時が不明である。
    - エ 療法・処置欄の1行に対し複数段の記載がある。
  - ② 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
    - ア 転帰について記載がない。
    - イ 傷病名について、1回目の歯周病検査を実施せずにPと診断しているものが見られたが、確定診断は客観的な検査等に基づいて行うものであることに留意すること。
    - ウ 傷病名にP、C、P u l及びP e rの略称を使用しており、病態に係る記載がない。
  - ③ 診療録の整備及び保管状況について、不備のある例が認められたので改めること。
    - ア 診療録等が適切に編綴されていない。
- ### (2) 電子的に保存している記録
- ① レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
    - ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
- ### (3) 歯科技工指示書
- ① 診療録と関係書類（歯科技工指示書及び納品書）において、歯科技工物の製作内容又は材料について一致しない例が認められたので、保険医療機関及び保険医により十分に照合・確認すること。

## 2 初・再診料

### (1) 初・再診料

- ① 診療が継続している場合に、算定できない歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。

## 3 医学管理等

### (1) 歯科疾患管理料

- ① 1回目の管理計画において、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な

例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 治療方針の概要等

イ 基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）

- ② 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、画一的に記載している又は記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 治療方針の概要等

## （２）歯科衛生実地指導料

- ① 歯科衛生実地指導料に係る診療録に記載すべき内容について記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯科衛生士に行った指示内容等の要点

## ４ 検査

### （１）歯周病検査

- ① 歯周病検査について、歯周病の急性症状を呈する患者に対して歯周基本検査を算定している不適切な例が認められたので改めること。

## ５ リハビリテーション

### （１）歯科口腔リハビリテーション料１

- ① 調整部位又は指導内容等の要点を診療録に記載しておらず、算定要件を満たしていない歯科口腔リハビリテーション料１「１ 有床義歯の場合」を算定している例が認められたので改めること。

## ６ 処置

### （１）歯周病安定期治療

- ① 管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 歯周病安定期治療の治療方針

### （２）口腔内装置

- ① 顎関節症及び歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、所見、診断等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

### （３）歯内療法

- ① 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。

ア 根管充填後に歯科エックス線撮影又は歯科部分パノラマ断層撮影により根管充填の状態を確認していない。

(4) 歯冠修復物又は補綴物の除去

- ① 算定できない歯冠修復物又は補綴物の除去「3 著しく困難なもの」を算定している次の例が認められたので改めること。

ア メタルコアであって歯根の3分の1以上のポストを有するものに該当していない。

(5) 有床義歯床下粘膜調整処置

- ① 有床義歯床下粘膜調整処置を実施するに当たり、症状、所見について診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

(6) フッ化物歯面塗布処置

- ① 使用薬剤名を診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

## 7 手術

(1) 抜歯手術

- ① 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に、算定できない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。

(2) 口腔内消炎手術

- ① 診療録に記載すべき内容について、記載が不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 症状

イ 手術内容の要点

## 8 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 補綴時診断料の診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点

(2) 有床義歯

- ① 診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、修理内容の要点について個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 有床義歯について、補強線を鋳造バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。
- ③ 有床義歯修理の歯科技工加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不

十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 預かり日

## **Ⅱ 診療報酬の請求等に関する事項**

### **1 届出事項、報告事項等**

#### **(1) 届出事項**

- ① 次の届出事項について、変更が認められたので速やかに四国厚生支局あてに届けること。

ア 保険医の異動

イ 標榜診療時間の変更

### **2 掲示事項**

- (1) 保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示を行うこと。

- ① 次の施設基準に係る事項の掲示をしていない。

ア 歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準

イ 歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準

ウ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

- ② 明細書の発行に関する事項の掲示をしていない。

### **3 一部負担金等**

- (1) 一部負担金の徴収について、次の例が認められたので、適切に徴収すること。

- ① 計算が誤っている。

- ② 徴収すべき者から適切に徴収していない。

- (2) 明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がなかった場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならないので、適切に交付すること。